

逮捕されてしまったら

湊町法律事務所

目次

1. とにかく急げ！
2. 「国選」と「私選」の違いって？
3. 逮捕された後はどうなる？
4. 身柄解放に大事なことは？
5. 最後まであきらめない！
6. 裁判になるとしても・・・

とにかく急げ！①

大事な家族や、会社の社員など、身近な人間が警察に逮捕された場合、何をすべきでしょうか。

それは、

とにかく早く弁護士に相談すること
です。

逮捕された後は時間との勝負です。

それはなぜか・・・

とにかく急げ！②

急ぐのは理由があります。

それは

逮捕されたらまずは2日間が勝負

だからです。

どういうことかというと...

とにかく急げ！③

逮捕されたら2日間が勝負

逮捕された場合、3日間（72時間）以内に検察官が身柄拘束を続けるかどうか判断することになっています。

実際には、**逮捕されてから2日後**には結論が出ます。逮捕された側が何もしなければ通常は身柄拘束が続きます。

ですから、逮捕された日からすぐに動き出すことがとても重要なのです。

とにかく急げ！④

逮捕されてすぐにやること

逮捕された後も身柄拘束が続くのは、**犯人の可能性が高く、定まった住居がない or 証拠隠滅の可能性がある or 逃げる可能性がある**

場合です。

なので、家族がいる、決まった仕事がある、または証拠が全て揃っていきまさら証拠隠滅があり得ないといった状況であれば、その後の身柄拘束を回避できる可能性があるのです。

しかし、誰かがこれを捜査機関に**説明**しなければなりません。

そこで、**とにかく早く弁護士に相談する意味**があります。

とにかく急げ！⑤

弁護士がやること

弁護士が逮捕された人の「弁護人」となれば、以下のような対応が可能です。

- 家族から聴取を行い、検察官や裁判官に説明する
- 仕事の状況などを確認して、生活を捨てて逃げるようなことがないことを説明する
- 被害弁償の見通しがあることの確認や説明
- 証拠の隠滅や被害者への接触などがあり得ないことの説明

弁護士が関与すれば、早期に外に出られる可能性があります。

国選と私選の違いって？

国が弁護士をつけてくれることもある

一定以上の重大事件の場合には、国のお金で弁護士をつけてくれることがあります。

しかし、これまで話した逮捕されてから2日間は国のお金では弁護士はつきませんので、自分で頼む必要があります。

また国がつける弁護士は「ランダム」です。

国からの費用が安いこともあり、積極的でない人もいます。

・・・それでも国が選ぶのに任せられますか？

逮捕された後はどうなる？①

「逮捕→勾留→裁判」が基本の流れ

逮捕された後は、

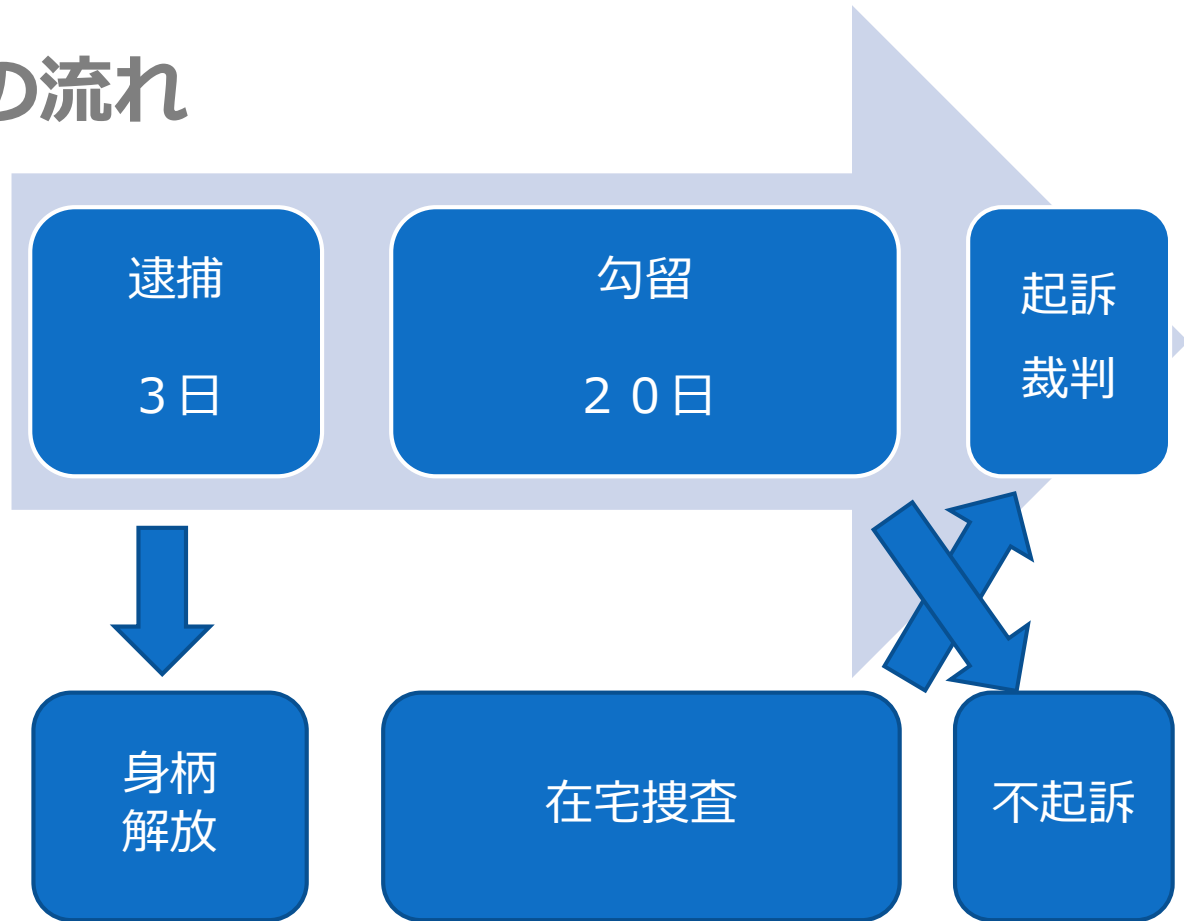
10日+10日=合計20日

の勾留に入ります。

この間に捜査が進められ、総合的に裁判をするのかどうかという判断がされることとなります。

逮捕された後はどうなる？②

手続の流れ



身柄解放後に起訴されることもあれば、勾留後に不起訴となることもあります。

逮捕された後はどうなる？③

統計データからわかること

平成28年度版の犯罪白書では・・・

1. 犯罪を犯した（と疑われた）人のうち約36%が逮捕される
2. **逮捕後に勾留請求される割合は約93%**
3. 勾留請求されたけれども却下されたのは約2%
4. **裁判にされる割合は約33%**
5. **裁判での無罪率は0.03%、執行猶予率は約60%**

つまり、**逮捕されたら何もしなければ勾留されます。そして、起訴されてしまったら無罪は極めて難しく、刑務所に行く確率が4割もあるのです。**

身柄解放に大事なことは？①

「外に出しても問題ない」という状況を整える

ポイントは、身柄拘束された原因を消すことです。

1. 定まった住居がない
→ あることを証明する。
なければ身元引受人など住まわせてくれる人を見つける。
2. 証拠隠滅の可能性がある
→ 被害弁償を行う。
被害者と示談をして、被害届を取り下げてもらおう。
証拠が全て揃っていることを説明する。
3. 逃げる可能性がある
→ 逃げられないような仕事や社会的地位があることを説明する。
逃げないように監督する人がいることを説明する。

身柄解放に大事なことは？②

何をするか。経験やコツ、綿密な打ち合わせが必要

限られた時間内に何をすると有効かは、事件ごとに異なります。また、被害者との接触、捜査機関との情報交換も、弁護士でなければ難しいことです。

そして、逮捕されている本人からじっくりと話を聞くことも重要です。逮捕された人との面会は15分に制限されますが、**弁護士は無制限**です。

弁護士でなければ、できないことがあります。

最後まであきらめない！

身柄拘束されても起訴されない可能性がある

裁判にされる割合は33%。

つまり、**6割以上は起訴猶予**（被害状況や再犯可能性、様々な事情を考慮して裁判をしないという処分をすること）になるのです。

そのためには、**被害弁償や被害者との示談、行き場の確保やまた犯罪を行う可能性がないことを、一つ一つ積み重ねる必要がある**のです。

最後に

とにかく相談を！

ゆっくり考えている時間はありません。

これを見ておられる方は、今、周りに厳しい状況の方がいるのでしょうか。

まずはご連絡ください。
考えるのは、それからです。